

令和 6 年度厚木市市民協働推進委員会第 3 回会議 議事録

1 日 時 令和 6 年 11 月 7 日（木）午前 10 時から午前 11 時まで

2 場 所 厚木市役所第二庁舎 16 階 会議室 B

3 出席者 厚木市市民協働推進委員 6 人
市民協働推進課長、市民協働推進係長、同係員 2 人

4 傍聴者 0 人

5 案 件

（1）厚木市市民協働推進条例の運用状況について

6 配布資料

（1）資料 1 令和 5 年度市民協働推進条例運用状況報告書

7 会議内容

（1）厚木市市民協働推進条例の運用状況について

【事務局】

資料 1 につきましては、市民協働推進条例の規定に基づき、市民協働推進委員会に御報告する令和 5 年度の市民協働条例の運用状況です。

第 1 条から第 5 条まで及び第 13 条につきましては、条例の目的や用語の定義などを規定している条例であるため、運用状況の報告及び委員会としての評価はしないものとします。

第 6 条から第 12 条につきましては、この後、条ごとに運用状況の報告をさせていただきますので、意見交換をしていただいた上で、委員会として「妥当」、「おおむね妥当」、「不十分」の何れかの評価をしていただきますようお願いいたします。

本日の評価や御意見については、意見書としてまとめ、次回の会議で確認していただいた上で市に提出していただきます。

【委員長】

それでは第 6 条について事務局から令和 5 年度の運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

（資料に基づき運用状況を報告）

【委員】

自治会加入促進についてはどのような取り組みをしていますか。成果と課題は。

【事務局】

厚木市自治会連絡協議会と協議しながら、転入者へのチラシの配布や広報あつぎに自治会関連の記事を掲載するなど、様々な取組を実施しています。自治会加入率は低下傾向にあります。

役員の担い手不足の課題もあることから、自治会の負担軽減にも取り組んでおります。

【委員】

体調不良により役員になるのが難しいなど、役員の担い手不足の問題があると思います。

また、未加入者に自治会に加入するメリットをもっと知っていただきたいと思います。

大きな課題だと思いますので、前向きに取り組んでいただきたい。

【委員】

ボランティアに関する相談には誰が対応していますか。

【事務局】

運用状況報告書には市民活動サポート業務委託をしている厚木市社会福祉協議会及びボランティア相談員による相談件数が記載されていますが、市民協働推進課や公民館・地区市民センターなど、市職員も連携しながら対応しています。

【委員】

相談件数が昨年度より増えていますが、これはいい傾向なのでしょうか。

【事務局】

新型コロナウイルスの影響が少なくなり、市民活動が活性化したことにより、相談件数も増加しているものと認識しております。

【委員】

市民協働提案事業について、事業規模が大きい提案が増えている気がしますが、提案された事業はすべて市負担金が確保できるものなのでしょうか。

【事務局】

予算は議決により成立しますが、審査を通過した事業につきましては、市負担金が予算計上する見込みです。

【委員】

予算の範囲内で事業を選定しているのではなく、審査結果に応じて予算を計上しているのですか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員長】

他に特になければ、第6条の運用状況は妥当ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【委員長】

第7条について事務局から令和5年度の運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員】

共催や後援にはどのような事業があるのでしょうか。

【事務局】

厚木市全国県人会連合会によるふるさと芸能発表会や厚木税務署による税理士による確定申告無料相談など、様々な事業があります。

【委員】

道路里親制度とは何ですか。

【事務局】

道路にある植栽帯の除草や草花の植付けを市民活動団体や企業と協働で実施するものです。

【委員長】

他に特になければ、第7条の運用状況は妥当ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【委員長】

第8条について事務局から令和5年度の運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員】

この条文による研修の対象者は市民ですか。市の職員ですか。

【事務局】

市民です。市職員の研修については第6条で規定されています。

【委員】

研修の開催状況は前年と比較し大きな変化はありますか。

【事務局】

大きな変更はありません。

【委員】

夏休みボランティア体験の内容は毎年違いますか。

【事務局】

体験内容は受け入れをいただいているボランティア団体によって様々ですが、受け入れ団体が増えることもあり、体験内容も年度によって替わります。

【委員長】

他に特になければ、第8条の運用状況は妥当ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【委員長】

第9条について事務局から令和5年度の運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員】

私の地域では、市の補助金を活用して集会施設のバリアフリー化をし、その集会施設で、市の別の補助金を活用して井戸端カフェを月に2回開催することになり、活発な活動につながりました。厚木市は他の地区より施設が充実しており、子育て世代だけでなく、高齢者の生き生きとした地域づくりにつながっていると感じます。

希望があった地域には引き続き支援していただきたいと思います。

【委員】

森の里地区では、地域福祉推進委員会が多彩な事業を実施していますが、課題もあります。市民協働推進課でもそういった状況は把握していますか。

【事務局】

市民協働推進課でも把握しています。
今後とも関係課等と連携しながら支援してまいります。

【委員】

高齢者が増加している状況も踏まえ、地域福祉推進委員会への金銭的支援を強化する必要があると感じています。

【委員】

私の地区でも民生委員の高齢化が進んでいます。これまでと同じ活動は難しくなっています。今後のことをよく考えていただきたいと思います。

【委員長】

拠点施設の整備についての意見は特にありませんでしたが、人的なサポートに関する意見が複数ありました。

第9条の運用状況はおおむね妥当ということでしょうか。

(異議なし)

【委員長】

第10条について事務局から令和5年度の運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員】

積み立て状況に変化はありますか。

【事務局】

大きな変化はありません。

【委員長】

他に特になければ、第10条の運用状況は妥当ということでしょうか。

(異議なし)

【委員長】

第11条について事務局から令和5年度の運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員長】

特に意見がなければ、第 11 条の運用状況は妥当ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【委員長】

第 12 条について事務局から令和 5 年度の運用状況の報告をお願いします。

【事務局】

(資料に基づき運用状況を報告)

【委員】

委員会は条例の改正をすべきかどうかまで踏み込む権限があるのですか。

【事務局】

条文上は条例の改正について協議する委員会ではありませんが、改正についての御意見があればその意見を尊重して市でも改正についての検討をすることになります。

【委員長】

他に特に意見がなければ、第 12 条の運用状況は妥当ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【委員長】

ありがとうございました。本日いただきました御意見は意見書としてまとめ、次回の会議で内容を確認していただいた上で市長に提出させていただきます。

以上で本日予定していた案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。